
保 健 所

1. 保 健 所 - 209-
2. 保 健 総 務 - 209-
3. 保 健 ・ 環 境 検 査 - 211-
4. 生 活 衛 生 - 212-
5. 保 健 予 防 - 214-
6. 健 康 増 進 - 217-

1. 保 健 所

平成14年4月1日、本市の中核市移行に伴い、地域保健法（昭和22年9月5日法律第101号）に基づき、奈良市保健所条例が施行され奈良市保健所（西木辻町200番地の46）が開所した。

そして、平成23年4月1日には、J R奈良駅西側（三条本町13番1号）に完成した奈良市保健所・教育総合センター（はぐくみセンター）へ移転した。従来、市役所等で業務を行っていた健康増進課、中央保健センター及び保健・環境検査課環境検査係も同所に移転となり、市民にとって身近で便利な保健所を目指している。また、健康危機管理の拠点として、市民の健康と安全な生活を守るため業務に取り組んでいる。

保健所は、保健総務課、保健・環境検査課、生活衛生課、保健予防課、健康増進課及び中央保健センターが同所で業務を行っている。また、都祁・月ヶ瀬地区を中心とした保健活動は、都祁保健センター及び月ヶ瀬健康相談室で業務を行っている。

○施設概要

所在地	三条本町13番1号
建物等	奈良市保健所・教育総合センター（はぐくみセンター）の2～5階・地下1階を使用
構造	鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）地上9階地下1階（免震構造）
敷地面積	2,958.13㎡
延床面積	15,231.89㎡の一部
総事業費	13,649,608千円

2. 保 健 総 務

(1) 人口動態や医療施設調査などの厚生統計調査

人口動態調査は、我が国の人口動向を恒常的に調査するものであり、国勢調査とともに、我が国の基幹統計である。人口動態統計から得られる出生の動向、死亡の現状、婚姻、離婚及び死産の実態は、公衆衛生や人口動向の基礎資料として、社会、経済の発展に欠くことのできない貴重な情報として、国・地方自治体のみならず多方面において活用されている。

(2) 医療従事者等の免許申請の受理、交付

奈良市内に在住または勤務する次の医療従事者等の免許について、申請の受理、進達及び交付を行う。
医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、准看護師、助産師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、歯科技工士、管理栄養士、栄養士

(3) 医療施設等の開設許可

市民の医療環境向上のため、診療所、助産所、歯科技工所、あんまマッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復師施術所、及び衛生検査所について、開設許可、各種届出の受理等を行う。

○医療施設数

（平成26年3月31現在）

区分	病院	診療所		歯科 診療所	助産所		施術所		歯科 技工所	衛生 検査所
		有床	無床		有床	無床	あはき	柔道整復		
施設数	21	14	353	207	3	14	314	144	63	2
病床数	4,211	158	—	—	8	—	—	—	—	—

※あはき：あんまマッサージ指圧、はり、きゅうを行う施術所

(4) 医療監視

医療法の規定に基づく医療施設への立ち入り検査である。医療施設が医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適切な管理を行っているかについて検査することにより、科学的で、かつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的としている。

(5) 医療安全相談

医療の安全と信頼を高めるため、市民の医療に関する相談や苦情に対応する。

(6) 薬局・医薬品店舗販売業の許可及び薬事監視

市民の保健衛生向上のため、薬事法に基づき、薬局・医薬品店舗販売業の許可、各種届出の受理及び監視指導を行う。

(7) 毒物劇物販売業の登録及び毒物劇物監視

毒物及び劇物に関する安全確保のため、毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物販売業の登録、各種届出の受理及び監視指導を行う。

(8) 栄養改善事業

特定給食施設等の指導、食品の栄養成分表示の相談指導、難病等の専門的栄養指導、国民健康・栄養調査を行う。

(9) 食育推進事業

奈良市食育推進計画に基づき、食育の普及・啓発等の食育推進事業を行う。

(10) 総合医療検査センター

市民の日常の健康増進、疾病の予防及び発見、リハビリテーションまでの包括的な保健医療サービスを効果的に提供できる体制づくりのため保健医療資源（施設と人材）を有効に活用し、多様な住民のニーズに応じて適切な時期に対応できる施設として建設された。

所在地	柏木町519番地の5		
敷地面積	4,683.82㎡		
延床面積	6,099.23㎡		
構造	鉄筋コンクリート造	地下1階	地上3階
総事業費	5,188,242千円		
	用地費 837,288千円	建設費 2,684,330千円	機器等 1,666,624千円

施設内容

- 1 階 検診部門
 - ・乳幼児から老人にいたる各種検診
 - 一般検診部門 一般的な検診コース（半日位）を主体
 - 精密検診部門 画像診断と生理機能検査
 - 総合検診部門 人間ドック
- 2 階 臨床検査部門
 - ・検診による検体検査を行う
- 3 階 市民健康増進・健康教育部門
 - ・健康増進部門 体力測定及びトレーニング・機能回復訓練等
 - ・健康教育部門 健康に関する視聴覚教材の展示・健康ライブラリー及び健康相談等
- 屋上階 ランニングコース（一周60m）・その他
- 地下1階 機械室 電気室 職員更衣室

3. 保 健 ・ 環 境 検 査

(1) 食品、食中毒及び感染症などの検査

市民の食の安全と健康を守るため、食品中の甘味料、保存料等の理化学検査や一般細菌、大腸菌群等の微生物検査を行っている。食中毒の発生時には、原因究明のため腸管出血性大腸菌O157、腸炎ビブリオ、カンピロバクター等の食中毒菌検査を行い、感染症の発生時には、拡大防止のため細菌及びウイルス検査を実施している。また、飲料水、プール水等の依頼検査を実施している。

事項名	事業名	概 要
理 化 学 検 査	食品衛生検査	食品衛生法に基づき、食品の成分規格、食品中の添加物、器具・容器包装等の理化学検査を行う。行政検査と市民等からの依頼検査を行う。
	家庭用品検査	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、繊維製品、家庭用洗剤、エアゾル製品等の検査を行う。
	水質検査	水道法、遊泳用プールの衛生基準に基づき、飲料水、プール水の理化学検査を行う。また、公衆浴場法及び旅館業法に基づき、浴槽水等の理化学検査を行う。
微 生 物 検 査	感染症検査	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症発生時の関係者の保菌検査を行う。
	食品衛生検査	食品衛生法等に基づき、収去検査及び食中毒発生時の行政検査を行う。また、市民等からの依頼による食品等の微生物検査を行う。
	利用水検査	公衆浴場法及び旅館業法に基づき、浴槽水等のレジオネラ属菌の検査を行う。

(2) 環境検査

水質検査では河川、地下水の公共用水域での生活環境項目、健康項目などの検査、さらにゴルフ場の水質検査（農薬）を行っている。また、工場排水などの依頼検査を実施している。大気検査では大気汚染測定局等での二酸化窒素・光化学オキシダント等の検査、その他に簡易測定法による大気汚染検査、降下ばいじん、酸性雨の検査及び有害大気汚染物質モニタリング調査、また、工場・事業場からの排水、排出ガス及び悪臭の検査を行っている。

事項名	事業名	概 要
環 境 検 査	水質検査	水質汚濁防止法等に基づき、河川水や特定事業場排水の水質検査などを行う。
	大気検査	大気汚染防止法に基づき、大気の汚染状況検査や特定事業場の排ガス検査などを行う。
	悪臭検査	悪臭防止法に基づき、工場・事業場から排出される悪臭規制物質の測定及び官能試験による検査を行う。

4. 生活衛生

(1) 墓地等の経営許可

墓地、埋葬等に関する法律に基づき、墓地、納骨堂または火葬場の経営許可を行う。

(2) 旅館業等の営業許可、監視指導

営業六法（旅館業法、興行場法、公衆浴場法、クリーニング業法、理容師法、美容師法）に基づき旅館業、興行場、公衆浴場、クリーニング所、理容所、美容所の営業の許認可、監視指導を行う。

① 生活衛生関係営業施設数

(平成26年3月末現在)

旅館			興行場	公衆浴場		理容所	美容所	クリーニング所	
旅館	ホテル	簡易		公営	民営			洗	取
114	28	42	8	14	56	263	649	86	378

(注) 簡易：簡易宿泊所 公営：共同浴場、その他 民営：一般、その他
洗：洗い施設 取：取次所

② 生活衛生関係施設数（一般）

(平成26年3月末現在)

化製場	動物飼養施設	温泉関係施設	火葬場	墓地	納骨堂	プール	特定建築物
—	15	12	1	283	33	21(4)	118

(注) ()内は季節プール施設数…内数

(3) と畜場等の設置許可

と畜場法、化製場等に関する法律に基づき、設置許可を行う。

(4) 専用水道及び簡易専用水道の維持管理指導

水道法に基づき、専用水道の設置の確認及び立入検査を行う。また、簡易専用水道の設置届受理及び立入検査を行う。

(平成26年3月末現在)

専用水道	簡易専用水道
11	645

(5) 温泉の利用許可

温泉法に基づき、温泉利用許可を行う。

(6) 特定建築物に関する届出と監視指導

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、届出受理と監視指導を行う。

(7) 遊泳用プールの衛生指導

奈良市遊泳用プール衛生管理指導要領に基づき、衛生指導を行う。

(8) 犬の登録と収容（捕獲）

狂犬病予防法に基づき、犬の登録と狂犬病予防注射及び収容（捕獲）を行う。

○犬の登録及び狂犬病予防注射

(平成26年3月末現在)

登録頭数	狂犬病予防注射 平成25年度実施頭数
14,237	10,300

(9) 犬、猫の引取り、負傷動物の収容、譲渡

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬、猫の引取り、負傷動物の収容を行う。また、収容した犬、猫の譲渡を行う。

(10) 動物取扱業の登録

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物取扱業の登録及び立入検査を行う。

(平成26年3月末現在)

施設数	業 種 別 内 訳				
	販売	保管	貸し出し	訓練	展示
103	45	65	2	17	11

(11) 防疫事業(平成25年度)

感染症予防のための防疫事業

事業費 0千円

(12) 食品営業施設の許可、監視指導

食品衛生法に基づき、飲食店等の営業許可及び監視指導を行う。また、食品の安全性を確保するため、細菌や食品添加物等の検査を行う。

○食品関係営業施設数

(平成26年3月末現在)

許 可 を 要 す る 施 設			
業 種	施設数	業 種	施設数
飲食店営業	4,079	食肉製品製造業	1
菓子製造業	506	食用油脂製造業	1
乳処理業	1	みそ製造業	7
乳製品製造業	2	醤油製造業	3
魚介類販売業	263	ソース類製造業	3
魚肉ねり製品製造業	7	酒類製造業	6
食品の冷凍または冷蔵業	3	豆腐製造業	18
缶詰または瓶詰食品製造業	12	めん類製造業	22
喫茶店営業	202	そうざい製造業	35
アイスクリーム類製造業	42	添加物製造業	3
乳類販売業	554	清涼飲料水製造業	6
食肉処理業	5	氷雪製造業	1
食肉販売業	282	氷雪販売業	3
計			6,067

許 可 を 要 し な い 施 設				
業 種	施設数	業 種	施設数	
給食施設	学校	50	そうざい販売業	326
	病院・診療所	32	菓子(パンを含む。)販売業	1,184
	事業所	18	食品販売業(上記以外)	1,686
	その他	156	添加物(法第11条第1項を除く。)製造業	1
乳搾取業	3	添加物販売業	—	
食品製造業	308	器具容器包装またはおもちゃの製造販売業	249	
野菜果物販売業	707	計	4,720	

(13) 食中毒の防止と発生時の原因究明

食中毒予防のための衛生講習会を行う。また、食中毒が発生した場合は、疫学調査や試験検査等を実施し、原因の究明を行う。

(14) 食鳥処理業の許可、監視指導

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、事業許可及び監視指導を行う。

(15) 有害物質を含有する家庭用品の監視指導

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、主として一般消費者の生活の用に供される製品について試験検査や監視指導を行う。

5. 保 健 予 防

(1) 結核予防事業

結核患者への訪問指導や地域DOTS（直接服薬確認療法）による患者支援、また結核患者の医療費の給付を行う。結核の感染が疑われる人に対しては、接触者健康診断を行い、二次感染を防止する。

○結核登録患者数

(平成25年12月31日現在)

総数	活動性結核				不活動性結核	活動性不明	潜在性結核感染症(別掲)		(再掲)新登録患者数
	肺結核活動性			肺外結核活動性			治療中	観察中	
	登録時喀痰塗抹陽性	登録時その他の結核菌陽性	登録時菌陰性その他						
157	18	26	1	15	93	4	7	48	66

(2) 感染症予防事業

「感染症の予防及び感染症の患者に対する法律」に基づき、感染症の予防知識を普及させるため、予防啓発に努めるほか、感染症の発生動向を医療機関の協力により調査し、関係機関に情報提供を行う。腸管出血性大腸菌感染症O157や細菌性赤痢などの感染症発生時には患者や家族等の人權に十分配慮した疫学調査・接触者調査を実施する。また、必要に応じて消毒・接触者健診等を実施し、二次感染を防止する。

○感染症発生状況

(平成25年12月31日現在)

一類感染症	二類感染症	三類感染症	接触者の行政検査実施人数
0 (0)	84 (340)	8 (31)	25

※ () 内は県内総数

(3) エイズ対策事業

HIV感染不安のある人に対してHIV抗体検査を無料・匿名で実施(第1・第2・第3月曜日13:30～15:00)するとともに、エイズ相談を行い、不安の解消を図る。また、正しい知識の普及、積極的予防活動を図るため、エイズ研修会の開催、パンフレット・レッドリボンの配布及びポスター展示を行う。

(平成25年度)

電話相談	来所等による相談	抗体検査数	陽性件数
9	312	312	1

※平成24年度は、定期的なHIV抗体検査に加え、HIV検査普及週間(6月)・世界エイズデー(12月)において、休日及び夜間エイズ相談・即日HIV抗体検査を奈良市保健所で実施した。

(4) 精神保健対策事業

精神障がい者やその家族、関係機関等からの精神保健福祉に関する相談に対して、医師、精神保健福祉相談員、保健師等が医学的指導やケースワーク、関係機関への紹介等を行うとともに、必要に応じて家庭訪問を行い、本人の状況や家庭環境・社会環境を把握し、これらに適した支援を実施する。

また、自殺対策の一環としてうつ病等こころの不調がある方やその家族の方を対象に、臨床心理士によるこころの健康相談(毎週月曜日 13:30～16:30)や精神科医によるうつ病専門相談を行う。

○精神保健福祉相談及び家庭訪問実施状況

(平成25年度)

対象者年齢	実 施 延 件 数		
	電 話 相 談	個 別 相 談	訪 問
18 以下	19	0	2
19～39	82	88	92
40～64	112	114	236
65 以上	66	22	60
年齢不詳	84	8	0
計	363	232	390
	985		

(5) 難病対策事業

難病患者の在宅での療養生活を支援するための相談・家庭訪問や日常生活用具の給付を行う。原因不明で治療方法が確立していない難病のうち、特定の疾患についてその医療の確立と普及を図るため、患者の医療費の一部を負担する事業の申請の受付を行う。

○特定疾患治療研究事業対象患者数

(平成26年3月末現在)

疾患名	患者数	疾患名	患者数
ベーチェット病	47	原発性胆汁性肝硬変	100
多発性硬化症	66	重症急性膵炎	11
重症筋無力症	66	特発性大腿骨頭壊死症	50
全身性エリテマトーデス	166	混合性結合組織病	22
スモン	8	原発性免疫不全症候群	3
再生不良性貧血	37	特発性間質性肺炎	35
サルコイドーシス	68	網膜色素変性症	65
筋萎縮性側索硬化症	36	プリオン病	5
強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	148	原発性肺高血圧症	8
特発性血小板減少性紫斑病	76	神経線維腫症	9
結節性動脈周囲炎	23	亜急性硬化性全脳炎（SSPE）	0
潰瘍性大腸炎	548	バッド・キアリ症候群	0
大動脈炎症候群（高安動脈炎）	20	特発性慢性肺血栓栓症 （肺高血圧型）	11
ビュルガー病（バージャー病）	24	ライソゾーム病	2
天疱瘡	17	副腎白質ジストロフィー	1
脊髄小脳変性症	68	家族性高コレステロール血症 （ホモ結合体）	1
クローン病	121	脊髄性筋萎縮症	5
難治性の肝炎のうち劇症肝炎	1	球脊髄性筋萎縮症	1
悪性関節リウマチ	17	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	16
パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病）	491	肥大型心筋症	20
アミロイドーシス	5	拘束型心筋症	0
後縦靭帯骨化症	110	ミトコンドリア症	9
ハンチントン病	3	リンパ脈管筋腫症（LAM）	0
モヤモヤ病（ウイルス動脈輪閉塞症）	55	重症多形滲出性紅斑（急性期）	0
ウェゲナー肉芽腫症	6	黄色靭帯骨化症	6
特発性拡張型（うっ血型）心筋症	112	間脳下垂体機能障害（PRL分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌異常症、クッシング病、先端巨大症、下垂体機能低下症）	51
多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）	45		
表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	3		
膿疱性乾癬	4		
広範脊柱管狭窄症	6	計	2,828

(6) 被爆者対策事業

原子爆弾に被爆された方の医療費給付や手当の申請受付を行う。

(7) 医療給付事業

① 未熟児養育医療の給付

養育のため病院または診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う。

(平成25年度)

出生児 体 重	1,000g 以下	1,001～ 1,500g	1,501～ 2,000g	2,001～ 2,500g	2,501g 以上	合 計
人 数	12	17	28	40	60	157

② 自立支援医療（育成医療）の給付

身体に障がいのある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療の給付を行う。

(平成25年度)

障がいの 内容	肢 体 不 自 由	視 覚 障 が い	聴 覚 障 が い	音 声 言 語 障 が い	心 臓 障 が い	腎 臓 機 能 障 が い	そ の 他 の 内 臓 障 が い	合 計
人 数	16	12	9	32	22	0	18	109

③ 小児慢性特定疾患治療研究事業

小児慢性疾患のうち特定疾患について、小児慢性特定疾患の治療研究事業を行い、併せて患者家族の医療費負担の軽減を図る。

(平成25年度)

疾 患 群	悪 性 新 生 物	慢 性 腎 疾 患	慢 性 呼 吸 器 疾 患	慢 性 心 疾 患	内 分 泌 疾 患	膠 原 病	糖 尿 病	先 天 性 代 謝 異 常	血 液・ 血 友 病 等 免 疫 疾 患	神 経・ 筋 疾 患	慢 性 消 化 器 疾 患	合 計
人 数	45	50	28	112	157	14	14	23	14	28	8	493

(8) 肝炎対策

肝炎インターフェロン治療医療費等助成の申請受付を行う。

○肝炎インターフェロン治療等受給者数

(平成26年3月末現在)

種別	肝炎インターフェロン治療	肝炎核酸アナログ製剤治療
新規	48	38
延長	2	
転入	1	1
2回目申請	23	
更新		165
合計(人)	74	204

(9) 予防接種

予防接種法に基づく定期の予防接種を実施している。新たに平成25年4月1日から子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種が定期予防接種となり実施している。

(平成25年度)

区 分	人 員 (人)
不活化ポリオ	4,583
ジフテリア・百日咳・破傷風	2,570
ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ	8,363
麻しん・風しん	5,176
ジフテリア・破傷風	1,608
日本脳炎	11,154
B C G	2,192
子宮頸がん予防ワクチン	842
ヒブワクチン	11,229
小児用肺炎球菌ワクチン	10,876
インフルエンザ	43,214

6. 健康増進

(1) 成人保健事業

健康増進法（平成15年5月施行）に基づき、生活習慣病予防や疾病の早期発見を主な目的として健康手帳の交付、健康教育、健康相談、各種検（健）診、家庭訪問を実施している。高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、国民健康保険加入者に対する特定保健指導を実施し、生活習慣の改善により発病・悪化の予防に努めている。

① 健康手帳の交付

特定健診・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理に役立ててもらうもので、40歳以上の希望する者や必要と認める者に交付した。

平成25年度交付者数 1,886人

② 健康教育

40歳以上の市民を対象に、生活習慣病の予防、健康増進等に関する正しい知識の普及を図ることにより「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持増進に役立てることを目的として、集団健康教育及び個別支援事業を実施した。

平成25年度

集団健康教育	実施回数	124回	参加延べ人数	2,685人
個別支援事業	参加人数	613人		

③ 健康相談

自らの健康管理に役立てることを目的に、成人市民を対象に個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行った。

平成25年度

総合・重点健康相談	実施回数	508回	参加延べ人数	962人
-----------	------	------	--------	------

④ 成人検（健）診

がん・脳卒中・心臓病などの生活習慣病予防対策の一環として、これらの疾患の早期発見、早期治療を目的として、健康診査、胃がん検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診（マンモグラフィ検診含む）、大腸がん検診、骨粗しょう症検診、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診を実施した。

平成25年度

○健康診査

実施方法	市医師会委託
実施時期	7月1日から1月末日まで
対象者	40歳以上の保険未加入者（生活保護受給者等）
受診者数	272人 受診率 5.0%
受診料	無料

○各種検診実施状況

都祁・月ヶ瀬地区において、乳がん・子宮がん・大腸がん検診を集団で実施する。

子宮がん検診・乳がん検診（マンモグラフィ検診含む）は、平成19年度より隔年実施となった。

(平成25年度)

区 分		受診者数(人)	要精検者数(人)	
胃 がん 検 診 (35歳以上の市民を対象)	検 診 車	2,832	213	
肺 がん 検 診 (40歳以上の市民を対象)	検 診 車	2,906	156	
子 宮 がん 検 診 (20歳以上の女性を対象)	登録医療機関	13,382	頸部	体部
			152	44
乳がん検診(マンモグラフィ検診含む) (40歳以上の女性を対象)	登録医療機関	9,591	1,017	
大 腸 がん 検 診 (40歳以上の市民を対象)	登録医療機関	33,436	2,065	
骨 粗 しょう 症 検 診 (40歳・45歳・50歳・55歳・60歳 ・65歳・70歳の女性を対象)	総合医療 検査センター	1,987	307	
歯 周 疾 患 検 診 (40歳・50歳・60歳・70歳の市民)	登録歯科 医療機関	1,040	907	
肝 炎 ウ イ ル ス 検 診 (40歳、14年度から23年度の未受診者)	登録医療機関	30	1	

*要精検者数(胃がん・肺がん・子宮がん・乳がん・大腸がん)については、国の報告に準じて平成24年度分とする。

⑤ 訪問指導

家庭において療養上の保健指導が必要な者及び家族を対象に、保健師、歯科衛生士、管理栄養士、理学療法士等が訪問し、本人及びその家族に対して、必要な保健指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的として実施した。なお、平成18年度から老人保健法の改正により、40歳以上65歳未満の介護保険非該当者について実施した。

平成25年度

延べ人数 25人

(2) 母子保健事業

母子保健は生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を担う子どもを安心して産み、ゆとりを持って育てるための基盤となるものであり、母子保健法に基づき健康診査・保健指導等の基本的な母子保健事業をきめ細やかに実施している。

① 妊娠判定受診料公費負担事業

市民税非課税世帯・生活保護受給世帯の方を対象に、妊娠に関する経済的負担を軽減し、妊婦健康診査未受診の妊婦の解消を図るため、年度内2回まで妊娠判定の受診料の一部を助成した。

(平成25年度)

公費負担実人数	公費負担延人数
15	16

② 妊娠届出・母子健康手帳の交付

妊婦に対する健康診査、保健指導等の母子保健の向上に関する行政的措置を早期に実施するため、妊娠の届出書の受理と母子健康手帳の交付を健康増進課及び市内5カ所の出張所、行政センターで実施している。出産する児が2人以上の場合、追加して母子健康手帳の交付を行った。

(平成25年度)

妊娠届出人数	母子健康手帳交付人数
2,734	2,762

③ 妊婦健康診査受診券の交付

母子保健法第13条に基づき、妊婦の健康管理の充実及び経済負担の軽減を図るため、医療機関に委託して行う妊婦健康診査受診券の交付を行った。

(平成25年度)

受診券交付件数
2,732

④ 妊産婦・新生児訪問指導・乳幼児訪問

新生児・乳児の発育、栄養、環境、疾病予防並びに妊産婦の妊娠中及び出産に支障をおよぼす恐れがある疾病、産褥期の健康管理、家庭環境について適切な指導を行う。また、幼児の育児全般に関する指導、発達・親子関係に関する指導等を行うため、助産師・保健師等による訪問指導を実施した。

(平成25年度)

妊 婦	新生児・産婦 (延べ人数) ※	乳幼児 (延べ人数)
92人	1,213人	1,910人

※産婦 (延べ人数) は、分娩後1年以内の女子について助産師が行った訪問と保健師が行った訪問を合わせて計上。

⑤ 妊産婦・乳幼児健康相談事業

平成22年5月から新規事業として開始。妊娠期から乳幼児期の育児不安に対応するため、身近な場所で保健師・助産師が相談に応じ、育児不安感・負担感が引き起こす児への虐待を防止することを目的として実施した。平成24年度より巡回相談会場、子育て支援センターやつどいの広場等にて親子プチ講座(健康教育)を実施した。

(ア) 健康相談 (平成25年度)

会 場	来所相談件数 (延)	相 談 対 象 者					電話相談件数 (延)
		妊婦	産婦	乳児	幼児	その他	
健康増進課	1,619	5	356	755	502	1	609
西部相談室※	759	10	222	259	266	2	—
公民館等巡回相談	1,223	1	148	400	674	0	—

※相談時間は10時～14時

(イ) 親子プチ講座 (平成25年度)

実施数	参加人数
53	1,027人

⑥ 母親教室

妊娠16週以降の初妊婦に対し、1回目は、助産師と保健師による胎児からの愛着形成と仲間づくりを目的として講義やグループワークを行い、また先輩ママと赤ちゃんとの交流会も取り入れた。2回目は、夫や家族等同伴で参加してもらい育児不安の予防として、家族みんなで子育てをするという意識を育てる内容、3回目は、歯科健診・講義(歯科医師)、歯みがき指導(歯科衛生士)、栄養指導(管理栄養士)などで正しい知識を伝える内容の教室を実施した。

(平成25年度)

	実施回数	参 加 者 数	
		妊 婦	家族(夫)
1回目	12	243人	6人
2回目	12	249人	222(222)人
3回目	12	211人	—

⑦ プレママのためのクッキング講座

妊娠 16 週以降 28 週未満の初妊婦に対し、講話・調理実習を通して妊婦が普段の食生活を振り返り家族の健康づくりを見直すきっかけづくりを行った。あわせて離乳食の試作を行い、正しい知識を身につける教室を実施した。

(平成 25 年度)

実施回数	参加者数	内 容
4	48 人	①講話・調理実習「妊娠期の食事」 ②離乳食試作「大人の食事からの取り分け離乳食」

⑧ 4か月児健康診査

生後4か月児に対して、身体発育・運動発達・栄養状態等を診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療育並びに育児指導を行い、乳児の健康の保持及び増進を図るとともに、育児不安の軽減、虐待の予防を図ることを目的に、指定の医療機関にて個別健診を実施した。

(平成25年度)

対象者数	受診者数
2,631人	2,559人

⑨ 10か月児健康診査

生後10か月児に対して、身体発育・運動発達・栄養状態等を診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療育並びに育児指導を行い、乳児の健康の保持及び増進を図るとともに、育児不安の軽減、虐待の予防を図ることを目的に、指定の医療機関にて個別健診を実施した。

(平成25年度)

対象者数	受診者数
2,586人	2,447人

⑩ 乳児教室

生後 5 か月児とその保護者に離乳食の進め方、子どもの成長・子育てについて 生後 10 か月児とその保護者に生え始めた歯の手入れの実習・子どもの遊びと特徴・生活リズム等について正しい知識を伝える教室を実施した。

(7) 5か月児離乳食教室（ぱくぱく教室）

(平成25年度)

実施回数	参加者数	
24	820 組	1,730 人

(イ) 10か月児むし歯予防・育児教室（きらきら教室）

(平成25年度)

実施回数	参加者数	
24	789 組	1,649 人

⑪ 1歳7か月児健康診査（一般健診・歯科健診）

幼児期初期の1歳7～8か月児に対して、医師及び歯科医師などによる総合的な健康診査を行い、疾病、障がい、発達の遅れなどを早期に発見し、適切な指導を行うとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、栄養、その他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな発達の促進と育児不安の軽減を図ることを目的に集団検診を実施した。

（平成25年度）

1歳7か月児健診（一般健診）					
実施回数	対象者数	受診者数	異常なし	助言指導	要事後指導者
45	2,693人	2,500人	810人	1,207人	483人

（平成25年度）

1歳7か月児健診（歯科健診）		
実施回数	受診者数	う歯罹患者数
45	2,494人	38人

⑫ 発達相談

1歳7か月児、3歳6か月児健診後、精神発達面、言語面において事後指導の必要な幼児に対し、心理判定員による発達検査を実施、あわせて適切な指導を行い、必要に応じて医療、療育の場につなげ、発達を援助するために実施した。

（平成25年度）

新規相談児数	継続相談者数
183人	113人

⑬ 1歳7か月児健診・3歳6か月児健診後の発達支援教室（きしゃぼっぽ教室）

1歳7か月児健診・3歳6か月児健診後の事後指導の場として遊びやグループワークを通して、子どもの発達や適切な関わり方を学び、親同士が悩みを共有することで育児不安の軽減につなげるために実施した。

（平成25年度）

開催回数	幼児(延べ)	保護者(延べ)	その他(延べ)	合計
21	300人	300人	73人	673人

⑭ 3歳6か月児健康診査（一般健診・歯科健診）

身体発育及び精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に対して、医師及び歯科医師などによる総合的な健康診査を行い、発育状態、栄養の良否、疾病、発達の遅れなどを早期発見し、適切な指導及びその他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな発育発達の促進と育児不安の軽減を図ることを目的に、3歳6～7か月の幼児を対象とし集団健診を実施した。

（平成25年度）

3歳6か月児健診（一般健診）					
実施回数	対象者数	受診者数	異常なし	助言指導	要事後指導者
45	2,835人	2,488人	757人	1,083人	648人

（平成25年度）

3歳6か月児健診（歯科健診）		
実施回数	受診者数	う歯罹患者数
45	2,481人	493人

⑮ フッ化物塗布

乳歯のむし歯予防、かかりつけ歯科医を持つきっかけづくりを目的として、2歳8か月～3歳0か月児に対して歯ブラシ法によるフッ化物塗布を、歯科健診、歯みがき指導と同時に実施した。

(平成25年度)

塗 布 者 数
679人

⑯ 保育園口腔衛生指導

乳歯のむし歯予防と、今後生えてくる永久歯の健全な発育及び保護者の歯周病予防を目的として、保育園児とその保護者を対象に歯科指導を実施した。

(平成25年度)

実 施 回 数	参加園児数	参加保護者数	合 計
21	474人	430人	904人

⑰ 歯科健康教育

希望するサークル・団体などへ「子どものむし歯予防」をテーマに、地域において歯科健康教育を実施した。

(平成 25 年度)

実 施 回 数	参加者数 (延べ)		合 計
	対象児	保護者	
11	137人	131人	268人

⑱ 歯を守るためのポスター作品展

歯の衛生週間に合わせて、市内小学校を対象に歯を守るポスターを募集し、歯科疾患の予防等の歯の衛生に対する意識の普及啓発を図ることを目的として実施した。

(平成 25 年度)

応募学校数	応募者数
10	167人

⑲ 歯っぴいフェスティバル

歯の衛生週間行事として、歯科疾患の予防等の歯の衛生に対する意識の普及啓発を図ることを目的として市歯科医師会と共催で実施した。

(平成 25 年度)

実施日・場所	参加者数	内 容
6 月 9 日 (日) 保 健 所	825 名	<ul style="list-style-type: none"> ・歯を守るためのポスター入選作品展 ・口腔チェック (歯周病、むし歯) ・歯科相談 ・歯みがき指導 ・歯の技工物展示 ・歯によい食事の紹介 ・啓発パネル展示等

⑳ 療育指導事業

長期にわたり療養を必要とする児及びその保護者に対し、在宅生活における看護サービスの調整や家庭訪問等により適切な指導を行い、日常生活における健康の保持増進及び育児不安の軽減を図れるよう支援した。

(平成25年度)

支 援 対 象 者 数	対 象 者 支 援 回 数					支 援 回 数 (延 べ)
	病 院 訪 問	家 庭 訪 問	課 内 面 接	保 育 園 面 接	電 話 連 絡	
45	44	94	2	5	109	254

㉑ 療育サークル支援

多胎や障がい等のリスクの高い児を持つ家族に対し、仲間作り、交流の場作りを目的としたサークルの支援を行った。

(平成25年度)

サークル別	名称	年間実施回数
障がい児親子サークル	ヒースの会	12
ダウン症児親子サークル	バンビーナ21	12
多胎児親子サークル	奈良ビーンズサークル	12

㉒ 長期療養児支援を考える研修会

奈良市における長期療養児支援体制の構築を図るために研修会を開催した。

(平成25年度)

実施日・場所	内容	参加者数
3月15日(土) 奈良市保健所	◎報告 奈良市の長期療養児支援について ◎講演 「重症心身障害児のてんかんへの支援」 奈良県立医科大学 小児科医師 榊原 崇文 氏	医療機関 訪問看護ステーション 教育機関 福祉サービス事業所 等 42人

㉓ 未熟児訪問指導事業

未熟児は保護者の育児等の不安が強く、主に家庭内で養育上いろいろな問題を有し、援助を必要とすることが多いことから、早期に情報を把握し、保健指導等を行い、幼児の発達を支援した。

平成25年度訪問件数 135件

㉔ 特定不妊治療費助成金交付事業

不妊治療費のうち、治療費が高額となる体外受精・顕微授精に対し、治療にかかった費用の一部を助成した。

(平成25年度)

実件数(実人員数)	延べ件数
227	389

㉕ 一般不妊治療費助成金交付事業

不妊治療費のうち、健康保険適用となっている不妊検査やタイミング療法などの一般不妊治療、また健康保険適用外の人工授精に対し、治療にかかった費用の一部を助成した。

(平成25年度)

実件数(実人員数)	延べ件数
307	307

㉖ 生涯を通じた女性の健康支援事業

○更年期について

生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るため、思春期から更年期の女性を対象に、女性の健康づくり週間のパネル展示にあわせ、啓発を行った。

(平成25年度)

実施日・場所	内容	利用者人数
3月3日～3月7日 奈良市役所 庁舎 3月10日～3月14日 はぐくみセンター	性感染症、更年期障害、不妊等について啓発を行った。	365人

㉗ 4歳6か月児発達相談会

医師、保健師、保育士、心理判定員、管理栄養士、教育相談課相談員や子ども発達センター職員が問診や行動観察を行い、保護者が児の発達上の特徴を知り、児が集団生活などでスムーズに過ごせるよう支援と適切な情報提供を行った。

(平成25年度)

実施回数	来所者数	相 談 結 果 (重複あり)					
		終 了	保健師継続	子ども発達センター紹介	教育委員会巡回療育相談	医療機関紹介	その他
20	43	1	21	20	2	2	2

(3) 奈良市中央・都祁保健センター

市民の健康を増進するため、各種の健(検)診、健康相談の実施等、諸事業をより総合的に企画し、効果的に推進し、市民の健康保持増進に努め、予防行政の確立を図ることを目的とする。